

令和8年度 第1回 延岡市都市計画審議会 議 事 録

1. 開催日時 令和8年7月8日（水） 14：00～14：30
2. 会 場 延岡市役所7階 第2委員会室
3. 議案の内容 議案第1号
日向延岡新産業都市計画道路の変更
3・5・9号 平和橋通線外1路線の変更
4. 出席者 審議会委員15名中、12名出席
5. 審議の結果 議案第1号について「原案のとおり」とする。

1. 開 会

(事務局：都市計画課) ただ今から、令和8年度第1回延岡市都市計画審議会を開会いたします。

まずはじめに、会の成立の確認でございます。本日は、3名が欠席されておりますが、審議委員15名中、12名のご出席をいただき、半数以上の出席となりますので、審議会条例の規定を満たし、本日の審議会は成立いたしますことをご報告いたします。

次に、会長を選出いたします。審議会条例により、会長は委員の互選となっておりますが、事務局案として、A委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか？

(委員) 異議なし

(事務局：都市計画課) ありがとうございます。それでは、A委員、よろしくお願いいたします。会長席にお移りください。それでは審議に先立ちまして、会長にご挨拶をいただきたいと思います。会長よろしくお願いいたします。

(会長) みなさんこんにちは。委員の皆様と共に活発な議論を重ね、より良い都市計画の推進に貢献してまいりたいと思います。本日は、延岡市長より諮問いただく案件についてご審議いただきますが、それぞれのお立場で専門的な知見からご意見をいただき、審議にご協力をお願いしたいと思います。2年間の任期ですが、精一杯努めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局：都市計画課) ありがとうございました。なお、審議会条例で会長代理を選出することとしております。あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理することになっておりますので、会長に指名をお願いいたします。

(会長) 会長代理をB委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員) 異議なし

(会長) ありがとうございます。それでは、会長代理をB委員でお願いいたします。

(事務局：都市計画課) ありがとうございます。ただいま、会長から指名がございましたので、B委員に会長代理をお願いいたします。

(B委員) よろしくお願いします。

2. 諮 問

(事務局：都市計画課) それでは、今回の議案の諮問を行います。本日、市長は別の公務がございますので、代理で都市建設部長より会長に諮問書をお渡しいたします。会長はご起立をお願いいたします。

※都市建設部長から会長へ諮問

ありがとうございました。ここで、誠に恐縮ではございますが、都市建設部長は次の公務のため、これもちまして退席させていただきます。

3. 議 事

議案第1号 日向延岡新産業都市計画道路の変更(延岡市決定)

3・5・9号 平和橋通線外1路線の変更

(事務局：都市計画課) それではこれより議事に入りますが、この審議会は審議会運営規則の規定により、会議の議事録を作成し、延岡市のホームページで公開いたします。発言される際は、マイクのスイッチを入れてから発言していただきますようお願いいたします。

審議会条例の規定により、会長が議長となるとありますので、これからの審議の進行を会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(会長) これより、本日の議案の審議を開始いたします。

本日の議事録の署名につきましては、C委員とD委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員) はい。

(会長) ありがとうございます。それでは、議案集の1ページをお開きください。今回、市長より諮問を受けました審議案件は1件でございます。

議案第1号 『日向延岡新産業都市計画 道路の変更』3・4・9号平和橋通線外1路線の変更でございます。活発なご審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは早速審議に入りたいと思いますので、事務局より、議案第1号の説明をお願いいたします。

(事務局：都市計画課) それでは、議案第1号の説明に入りたいと思います。お手元の議案書の2ページから9ページになります。議案書の2ページをお開きください。

「日向延岡新産業都市計画道路の変更」でございまして、延岡市決定の案件となります。

現在、宮崎県において、都市計画道路安賀多通線の共栄町より南に向けて、街路事業を実施しており、その中で、計画変更を行う必要が生じたため、都市計画法の規定に基づき、令和8年3月25日に、県より市長に意見照会いただいているところです。

この県の計画変更に伴って、安賀多通線と接道する本市決定の都市計画道路平和橋通線及び若葉通線について、一部区域の変更を行うものでございます。

それでは2ページの変更理由を読み上げ提案にかえさせていただきます。

日向延岡新産業都市計画道路の変更理由書

平和橋通線は、3・2・1号安賀多通線、3・3・1号国道10号線及び3・5・8号緑ヶ丘通線を東西に連絡する道路として、若葉通線は、3・2・1号安賀多通線と延岡市街地西部を東西に連絡する道路として都市計画決定された幹線街路である。今回、両路線に接続する3・2・1号安賀多通線（県決定）の計画変更に伴い、一部区域の変更を行うものである。

議案書の3ページから8ページまでの詳細につきましては、スクリーンにて説明いたします。室内の照明を落としますのでよろしくお願いいたします。

※パワーポイントで説明

(会長)：ありがとうございました。説明はただいまお聞きのとおりでございます。

それでは、議案第1号につきまして、ご質問あるいはご意見のある方は、どうぞお願いいたします。

(E 委員) : はい。

(会長) : はい。どうぞお願いします。

(E 委員) : 詳細に説明いただきましたが、簡単にいうと、安賀多通線の工事の中で交差点改良も行われるため、それに合わせて交差点の区域が市から県へ変更されるということによろしいか。

(会長) : はい。では事務局からお願いします。

(事務局 : 都市計画課) はい。簡単に考えるとそのような内容となります。

(会長) : 他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(D 委員) : はい。

(会長) : はい。どうぞお願いします。

(D 委員) : 安賀多通線について、5 ページの赤点線まで現在の道路から車線を増やして広げるという認識でよろしいでしょうか。

(会長) : はい。では事務局からお願いします。

(事務局 : 都市計画課) はい。そのような認識となります。

(会長) : 他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。F 委員何かございませんか。

(F 委員) : 説明いただいた交差点改良の工事が今後実際に始まるということでしょうか。

(会長) : はい。事務局お願いします。

(事務局 : 都市計画課) はい。お答えいたします。今回説明した安賀多通線の変更区間につきまして、既に宮崎県で国への事業認可を受けて事業を進めており、今後は実際に工事が始まっていきます。

(F 委員) : 具体的な工事期間についてはわかりますか。

(事務局 : 都市計画課) : はい。現在の事業認可の資料では、事業の施工期間としましては令和 5 年 1 2 月 2 5 日から令和 1 5 年 3 月 3 1 日となっております。

(会長) : はい。ありがとうございます。G 委員は県として何か補足説明などございませんか。

(G 委員) : ありません。

(会長) : はい。他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) : ありません。

(会長)：他に無いようでございますので、まずは、議案第1号につきまして、原案通りといたしますが、いかがでしょうか。

(委員)：異議なし。

(会長)：ありがとうございます。それでは、議案第1号は原案どおりとします。

以上で、本日の諮問議案が終了いたしました。本日も審議いただきました議案につきましては、議事のとおり、後日、市長にその旨の答申書を提出いたします。

その他、事務局から何かありませんか。

(事務局：都市計画課) 今後のスケジュールについてご説明いたします。9ページをご覧ください。本日の審議会が下から4行目になります。この後、本日の審議会の結果について、会長から市長へ答申を行います。その答申書を添えて、市長から知事へ協議書の提出を行います。併せて、県決定の変更に関する意見聴取への回答も提出を行います。その後、7月22日に県により宮崎県都市計画審議会が開催され、法手続きが整いましたら、8月下旬に県の決定告示日と同日に決定告示を予定しております。以上でございます。

(会長)：ありがとうございます。それでは、以上で本日の審議を終了いたします。

本日はスムーズな議事の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

4. 閉 会

(事務局：都市計画課) 会長ありがとうございました。

最後に「その他」事務局からのお知らせです。今年度から、本市では、都市計画マスタープランや都市計画道路の見直し方針の改定作業に着手いたします。都市計画マスタープランの策定にあたりましては、土地利用の方向性などを様々な観点から全庁的に検討を行い、策定過程においては、市民アンケートや案の縦覧も行います。本審議会にも意見聴取を行ってまいりたいと考えておりますので、今後どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。